

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

所管課(室)名

○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正

教育庁総務課

告 示

長崎県告示第119号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和4年度予算に係る補助金等から適用する。

令和5年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 1 教育環境整備課関係						別表（第2条関係） 1 教育環境整備課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～10 略						1～10 略					
11	こどもの安心・安全対策支援事業補助金	送迎用バスの安全装置の整備への支援を行うことにより、児童生徒の通学時等における安全対策の強化を図る。	公立の小学校、中学校、義務教育学校の送迎用バスへの安全装置の整備に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	市町						

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所